

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 「国際戦略総合特区」(仮称)における特例措置   |
| 2 | 要望の内容                | <p>総合特区法(仮称)に基づき、内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略推進計画」(仮称)において定める「国際戦略総合特区」(仮称)において、</p> <p>&lt;国 税&gt;</p> <p>①同計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業の用に供する機械及び装置並びに建物及びその附属設備並びに構築物を取得、製作又は建設した場合、取得価額の一定割合に相当する額を、事業の用に供した事業年度の法人税額から控除する特例措置の創設【法人税に係る投資税額控除】。</p> <p>②同計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業の用に供する機械及び装置並びに建物及びその附属設備並びに構築物を取得、製作又は建設した場合、事業の用に供した年度の減価償却限度額は、取得価格の一定割合に相当する額(特別償却限度額)と普通償却限度額の合計額とする特例措置の創設【法人税に係る特別償却】。</p> <p>③同計画に記載された事業を実施しようとする者が、特区内において行われる認定事業により生じた当該事業年度の課税所得の一定割合に相当する額を、損金に算入することができる特例措置の創設【法人税に係る所得控除】。</p> <p>※①～③については、事業者の判断により、いずれか1つの選択制とする。</p> <p>④同計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業に係る研究開発を実施した場合、当該研究に係る費用の一定割合に相当する額(当該事業年度の法人税額の一定割合に相当する額を上限とする)を、研究開発を実施した事業年度の法人税額から控除する等の特例措置の創設【法人税に係る研究開発投資税額控除】。</p> <p>⑤同計画に記載された事業を実施しようとする者として、同計画を作成した地方公共団体の長による認定等を受けた(P)事業者について、個人投資家が認定後3年以内に当該事業者に出資した場合、当該投資家の投資年度の総所得額から一定額を控除する特例措置を創設【所得税に係る投資控除】。なお、新しい公共としての社会的課題に取り組む事業にあつては、投資の直前期までの営業キャッシュフローが赤字であることを要しない。</p> <p>⑥同計画に記載された事業でかつ公益的なものを実施しようとする者が、同計画を作成した地方公共団体の長による認定等を受け、当該事業の用に供する不動産を取得した場合、当該不動産の登記に係る登録免許税を減免する特例措置の創設【登録免許税の減免】。</p> <p>&lt;地方税&gt;</p> <p>⑦所得税及び法人税について上記措置が認められた場合、個人住民税(所得割)、法人住民税(法人税割)及び事業税について同様の効</p> |

|   |                    |  |
|---|--------------------|--|
|   |                    | 果を適用する。  |
| 3 | 担当部局               | 内閣府地域活性化推進室  |
| 4 | 評価実施時期             | 平成22年8月  |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | —  |
| 6 | 適用又は延長期間           | 2020年まで  |
| 7 | 必要性等               | ① 政策目的及びその根拠<br>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》<br>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成すること。<br>-----<br>《政策目的の根拠》<br>「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）  |
|   |                    | ② 政策体系における政策目的の位置付け<br>—   |
|   |                    | ③ 達成目標及び測定指標<br>《租税特別措置等により達成しようとする目標》<br>規制緩和と法人税も含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。<br>-----<br>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》<br>「国際戦略総合特区」(仮称)内における企業の新規誘致件数、新規設備投資額、研究開発投資額、当該企業への出資額、登録免許税に係る特例措置の適用件数 等<br>-----<br>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br>「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、2020年までに実現すべき成果目標として、「拠点形成による国際競争力等の向上」が定められている。 |
| 8 | 有効性等               | ① 適用数等<br>「国際戦略総合特区」（仮称）5ヶ所程度において適用すると仮定。  |
|   |                    | ② 減収額<br><国 税> 500億円前後<br><地方税> 200億円前後<br>※いずれも、地域活性化総合特区との合算   |

|    |                    |  |
|----|--------------------|--|
|    | ③ 効果・達成目標の実現状況     | <p>《政策目的の実現状況》</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>規制緩和と法人税も含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>租税特別措置等と予算措置等との相乗効果が失われれば、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することを目的としており、将来的には、税收減を上回る追加的な税收が期待できる。</p> |
| 9  | 相当性                | <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国経済の成長エンジンとなるような産業・企業の集積等は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「我が国経済の成長エンジンとなる産業や外資系企業等の集積を促進するため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込む」と定められている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「総合特区制度」の趣旨として、「地域の責任ある戦略」に基づき、「民間の知恵と資金、国の施策の『選択と集中』の観点を最大限活かす」と定められている。</p>   |
| 10 | 有識者の見解             | —  |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | —  |